

金沢市立中央小学校芳齋分校スクールバス運行管理業務仕様書

標記の運行管理業務内容については、本仕様書に定めるところによる。

1 金沢市立中央小学校芳齋分校の所在地

〒920-0862 石川県金沢市芳齋2-3-8

2 委託業務の範囲

- (1) 管理車両の運転
- (2) 管理車両の整備（定期、法定、巡回の各点検並びに自動車継続検査整備）
- (3) 管理車両の修理（受注者の責による場合）
- (4) 自動車保険（任意）への加入（対人賠償、対物賠償ともに無制限）
- (5) 自動車継続検査時の手数料の支払
- (6) 自動車継続検査及び保険料請求事務手続の代行
- (7) 軽油の給油に関する業務（燃料調達費は、発注者が負担する）
- (8) 油脂（軽油、オイル等）、消耗・摩耗部品（タイヤ除く）の購入及び給油・交換に関する業務
- (9) タイヤ交換業務（パンク時、冬用タイヤへの交換時（11月頃）、ノーマルタイヤへの交換時（3月末））
- (10) 事故処理全般に関する業務
- (11) 置き去り防止支援安全装置やチェックシートを利用した児童の乗降車確認
- (12) 車両・その他備品の管理・保管、保管場所確保
- (13) その他管理車両の管理及び整備に関する事項

3 経費の負担

下記に定めるものは発注者の負担とする。ただし、受注者の責による場合はこの限りではない。

- (1) 車両修理費（経年劣化や災害等による、予期せぬ故障に伴うもの）及びこれに伴う代替車両手配費
- (2) タイヤ購入費
- (3) 燃料調達費（毎月、下記により算出する額とし、1円未満の端数は切り捨てる。）

燃料調達費 = 1か月間の走行距離 (km) ① ÷ 指定燃費② × 指定単価③

① 当月末の走行距離計指示値から前月末の走行距離計指示値を差し引いて算出する。

② 5.0km/ℓ（さくら号及びはやて号）又は6.0km/ℓ（すぎのここうさ号）とする。

③ 金沢市学校教育センターが毎月定める軽油の単価（税抜額）とする。

（参考・過去の単価（税抜額））

R8. 3. 31時点 164円/ℓ、R8. 3. 15時点 137円/ℓ、

R8. 2. 28時点 131円/ℓ、R8. 1. 31時点 128円/ℓ ※社会情勢によりR8. 3月は特例月

（備考1）燃料調達費は、税抜単価で算出し、委託料総額算出時点で消費税率を乗じるものとする。

（備考2）受注者において実際に燃料を調達した額が、上記の燃料調達費を10%以上上回る場合にあっては、受注者からの請求に基づき、実際に燃料を調達した額を燃料調達費として支払うものとする。ただし、運行日誌、燃料費の領収証等の提示があり、かつ、走行距離及び燃料の単価に合理性が認められる場合に限るものとする。

4 支払方法

毎月払い（各月業務完了後に、①②③の合計額を受注者が指定する口座に支払う。）

- ① 基本委託料（総額（税抜額）を10ヶ月で除した額）
- ② 燃料調達費（税抜額）
- ③ ①及び②に係る消費税及び地方消費税額

5 運行管理車両

金沢市所有スクールバス（マイクロバス ディーゼル）3台

さくら号 トヨタ コースター（型式 XZB60-1000331）

初年度登録 平成30年2月

走行距離 45,800km（令和8年2月2日現在）

はやて号 トヨタ コースター（型式 XZB40-0053649）

初年度登録 平成23年11月

前回車検時走行距離 126,200km（令和7年11月17日現在）

すぎのここうさ号 三菱 ローザ（型式 TPG-BE640E）

初年度登録 平成28年3月

前回車検時走行距離 105,000km（令和8年3月9日現在）

6 車両管理

受注者は、運行に使用する車両を関係法令の定めるところにより、常に完全に整備を行うものとする。

7 車両保管場所

金沢市立中央小学校芳齋分校（金沢市芳齋2丁目3番8号）

8 車両運行

（1）添乗員の乗降

運行前に、発注者が指定した場所で添乗員を乗せ、運行後は同場所で添乗員を降ろすこと。

（2）児童の乗降

児童の乗車時は、添乗員と児童の乗車状況を共有し、乗車した児童の着席を確認してから発車する。

児童の降車時は、車内の先頭から最後尾まで歩き、一列ずつ車内全体を見回り、児童が全員降車したことを確認する。

バスの置き去り防止支援安全装置が正常に動作していることを確認する。

（3）通常運行

受注者は別紙「運行時刻表」に定める行程、時刻に従って運行するものとする。

登校時の乗車予定は以下のとおり

（Aコース）芳齋2丁目→東力4丁目→西金沢4丁目→小坂町北→彦三町2丁目→芳齋2丁目

（Bコース）芳齋2丁目→西泉1丁目→富樫3丁目→涌波1丁目→田上さくら3丁目→芳齋2丁目

（Cコース）芳齋2丁目→桜田町3丁目→稚日野町北→戸水2丁目→北安江1丁目→芳齋2丁目

（ただし、学校行事等により運行日、運行時刻等の変更を行うことがある）

（4）臨時運行

別紙「運行予定表」記載の運行（（3）通常運行）以外とする。

・校外活動等に要する運行（月2回程度）

・中央小学校（金沢市玉川町2-1）、長町中学校（金沢市長町1-10-35）及び長町中学校芳齋分校（金沢市芳齋2-3-8）との交流に関する運行（月4回程度）

・1台当たりの臨時運行は、1か月2回程度とし、契約期間中20回を限度とする。

・臨時運行の範囲は、原則として金沢市近郊（かほく市以南及び小松市以北の範囲）とする。

・市外への運行及び契約期間中に20回を超える運行については、委託料等について協議の上定める。

- (5) 学校教育センターが別途指定する運行（1台あたり10回、計30回程度）
- ・芳齋分校に関する運行に支障のない時間帯で金沢市内及びその近郊の運行。
 - ・1台につき、10回を超える場合は、別途、運転手人件費とガソリン代を支払う。

9 その他

- (1) 受注者は、職務中利用者の利便及び安全に対して誠意ある態度を持って当たるものとする。
- (2) 受注者は、委託契約締結後各スクールバスの主となる運転手及び代替運転手2名程度の氏名を明記した書類を発注者に提出し、通常運行業務に支障が出ないように努める。
- (3) 受注者は、運行中に事故等が発生した場合であっても、その後の運行に支障をきたさないよう代替車両等を用意するものとする。
- (4) 受注者は、運転手と面談を行い、適切に運行されていることを確認する。面談内容を別紙「運行報告書」に記載し、発注者に提出する（毎月1回）。
- (5) 運転手は、金沢市立中央小学校芳齋分校の管理職と面談を行い、適切に運行されるよう、意見交換を行う（学期ごと）。
- (6) 車両責任管理者は、運転手の運転前後に酒気帯び確認についてアルコール検知器を用いて行う。
- (7) 児童の置き去りを防止するため、添乗員と協力し、チェックシートを使用して、適切に児童乗降時の確認を行う。なお、児童置き去り防止支援安全装置に関する事項は、装置の設置完了後に適用する。
- (8) 本業務に従事する運転手に当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本業務に従事する運転手は、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

中央小学校芳齋分校スクールバス年間運行予定表

令和8年度版
(運行予定日数199日、変更の可能性あり)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 水	1 金	1 月	1 水	1 土	1 火 始業式	1 木	1 日	1 火	1 金	1 月	1 月
2 木	2 土	2 火	2 木	2 日	2 水	2 金	2 月	2 水	2 土	2 火	2 火
3 金 春休み	3 日 憲法記念日	3 水	3 金	3 月	3 木	3 土	3 火 文化の日	3 木	3 日	3 水	3 水
4 土	4 月 みどりの日	4 木	4 土	4 火	4 金	4 日	4 水	4 金	4 月 冬休み	4 木	4 木
5 日	5 火 こどもの日	5 金	5 日	5 水	5 土	5 月	5 木	5 土	5 火	5 金	5 金
6 月	6 水 振替休日	6 土	6 月	6 木	6 日	6 火	6 金	6 日	6 水	6 土	6 土
7 火 始業式	7 木	7 日	7 火	7 金	7 月	7 水	7 土	7 月	7 木 始業式	7 日	7 日
8 水	8 金	8 月	8 水	8 土	8 火	8 木	8 日	8 火	8 金	8 月	8 月
9 木	9 土	9 火	9 木	9 日	9 水	9 金	9 月	9 水	9 土	9 火	9 火
10 金	10 日	10 水	10 金	10 月	10 木	10 土	10 火	10 木	10 日	10 水	10 水
11 土	11 月	11 木	11 土	11 火 山の日	11 金	11 日	11 水	11 金	11 月 成人の日	11 木 建国記念日	11 木
12 日	12 火	12 金	12 日	12 水	12 土	12 月 スポーツの日	12 木	12 土	12 火	12 金	12 金
13 月	13 水	13 土	13 月	13 木	13 日	13 火	13 金	13 日	13 水	13 土	13 土
14 火	14 木	14 日	14 火	14 金	14 月	14 水	14 土	14 月	14 木	14 日	14 日
15 水	15 金	15 月	15 水	15 土 夏休み	15 火	15 木	15 日	15 火	15 金	15 月	15 月
16 木	16 土	16 火	16 木	16 日	16 水	16 金	16 月	16 水	16 土	16 火	16 火
17 金	17 日	17 水	17 金 終業式	17 月	17 木	17 土	17 火	17 木	17 日	17 水	17 水
18 土	18 月	18 木	18 土	18 火	18 金	18 日	18 水	18 金	18 月	18 木	18 木
19 日	19 火	19 金	19 日	19 水	19 土	19 月	19 木	19 土	19 火	19 金	19 金
20 月	20 水	20 土	20 月 海の日	20 木	20 日	20 火	20 金	20 日	20 水	20 土	20 土
21 火	21 木	21 日	21 火	21 金	21 月 敬老の日	21 水	21 土	21 月	21 木	21 日	21 日
22 水	22 金	22 月	22 水	22 土	22 火 国民の休日	22 木	22 日	22 火	22 金	22 月	22 月 春分の日
23 木	23 土	23 火	23 木	23 日	23 水 秋分の日	23 金	23 月 勤労感謝の日	23 水	23 土	23 火 天皇誕生日	23 火
24 金	24 日	24 水	24 金 夏休み	24 月	24 木	24 土	24 火	24 木	24 日	24 水	24 水 終業式
25 土	25 月	25 木	25 土	25 火	25 金	25 日	25 水	25 金 終業式	25 月	25 木	25 木 春休み
26 日	26 火	26 金	26 日	26 水	26 土	26 月	26 木	26 土	26 火	26 金	26 金
27 月	27 水	27 土	27 月	27 木	27 日	27 火	27 金	27 日	27 水	27 土	27 土
28 火	28 木	28 日	28 火	28 金	28 月	28 水	28 土	28 月 冬休み	28 木	28 日	28 日
29 水 昭和の日	29 金	29 月	29 水	29 土	29 火	29 木	29 日	29 火	29 金		29 月
30 木	30 土	30 火	30 木	30 日	30 水	30 金	30 月	30 水	30 土		30 火
	31 日		31 金	31 月		31 土		31 木	31 日		31 水
17日	18日	22日	13日	0日	19日	21日	19日	19日	16日	18日	17日

※学校行事の日程により、運行日を変更する可能性があります。

中央小学校芳齋分校スクールバス 運行時刻表

※曜日・時間を多少変更する場合があります。

(登校)

バスA		バスB		バスC	
6:50	添乗員乗降場所 発	6:50	添乗員乗降場所 発	6:50	添乗員乗降場所 発
↓		↓		↓	
8:15	中央小芳齋分校 着	8:15	中央小芳齋分校 着	8:15	中央小芳齋分校 着

(下校)

※月曜日・金曜日…1往復

バスA		バスB		バスC	
13:55 15:00	中央小芳齋分校 発	13:55 14:55	中央小芳齋分校 発	13:55 14:55	中央小芳齋分校 発
↓		↓		↓	
15:10 16:10	添乗員乗降場所 着	15:10 16:10	添乗員乗降場所 着	15:10 16:10	添乗員乗降場所 着

下校時間は、時間割・学校行事等によって上記のとおり変動

※火曜日・水曜日・木曜日…2往復

バスA		バスB		バスC	
①13:55 ②15:05	中央小芳齋分校 発	①13:55 ②15:05	中央小芳齋分校 発	①13:55 ②15:05	中央小芳齋分校 発
↓		↓		↓	
①15:00 ②16:10	添乗員乗降場所 着	①15:00 ②16:10	添乗員乗降場所 着	①15:00 ②16:10	添乗員乗降場所 着

金沢市立中央小学校芳齋分校スクールバス運行報告書（ 月分）

記入者 担当 印

※運転手と面談後に記入してください。

さくら号

運行にあたって困っていることや気になること（記載すべき事項がなければ、特記事項なしとご記入ください。）

はやて号

運行にあたって困っていることや気になること（記載すべき事項がなければ、特記事項なしとご記入ください。）

すぎのここうさ号

運行にあたって困っていることや気になること（記載すべき事項がなければ、特記事項なしとご記入ください。）

その他

改善が必要なことなど、特記事項がありましたら、ご記入ください（記載すべき事項がなければ、特記事項なしとご記入ください。）

運行にあたって困っていることや気になることの記載例

- ・交通状況について（例：〇〇町の駐車場所の交通量が多く、危険）
- ・添乗員との連携について（例：児童がシートベルトをしているか確認してほしい）
- ・学校とのコミュニケーションについて（例：自分は車から降りず、子どもだけ降ろして行ってしまう保護者がいる）
- ・児童の様子について（例：あいさつをする子が少ない）